

資料事前送付後の御質問に対する回答（区域施策編）

	素案(6月) P21	答申案 P21	第6章 温室効果ガス排出量削減に向けた施策	提出者
質問 意見	1. 再生可能エネルギーの導入促進 八戸市関係の公共施設・運輸の再生可能エネルギーの導入量に、目標値があるのか？ また、その公共施設・運輸からの二酸化炭素排出量削減に目標値があるのか？			
回答	[環境政策課] ○ 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の規定により本市が策定する計画には、本計画である「区域施策編」のほか、本市の事務及び事業に関する温室効果ガス排出量の削減計画である「事務事業編」があります。 現行の「事務事業編」では、本市の公共施設等への再生可能エネルギーの導入について、取組の方針を定めておりますが、目標値は定めていません。また、本市の公共施設等から排出される温室効果ガス排出量の削減については、目標値を定めており、毎年排出量を確認しております。 「事務事業編」は、各部の次長で構成される「環境管理委員会」での審議を経て策定されるものですが、今回新たに策定する「区域施策編」の内容を踏まえ、「事務事業編」の改定についても検討を進める予定です。			